

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘1)ごみ処理原価計算方法のルールの整備</p> <p>採用した計算方法を継続的に適用し、誰がごみ処理経費の計算を実施しても同一の計算結果となるために、マニュアル等によるごみ処理経費の計算方法を定めたルールの整備が必要である。</p>	<p>令和2年度分から環境省の一般廃棄物会計基準に則ったごみ処理原価計算を行うこととした。また、継続的に同一の計算結果となるよう、同会計基準に基づく計算方法等のマニュアルを令和4年6月に策定した。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘2)ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性の確認</p> <p>市はごみ処理経費計算結果の適正性を検証し、集計される経費データの網羅性及び計算の正確性を担保するためには、ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性を確認しておく必要がある。しかしながら、松山市ではごみ処理経費と決算書等との整合性について確認を実施していない。</p> <p>また、決算書との不整合がある場合には、その理由の合理性について確認しておくべきである。ごみ処理経費計算の集計シートを工夫することにより、ごみ処理経費とそれ以外のデータの合計値が決算数値と一致していることを確認できるような仕組みを構築することが必要と考える。</p>	<p>ごみ処理経費の算出は、主に環境省の一般廃棄物処理事業実態調査への回答データを基礎とするため、実態調査回答作成時に、一般廃棄物処理に係る経費とともに、それ以外の経費も集計しながら、決算書データと金額を突合できるシートを作成した。</p> <p>これにより、決算書データと常に整合を取りながら集計作業を行う仕組みとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘3)資産の取得原価と固定資産台帳との不整合</p> <p>固定資産台帳は新地方公会計制度により、会計上の価額管理及び減価償却計算のため作成が必要であり、一方、施設減価償却年割一覧はごみ処理経費を構成する重要な要素である減価償却費を計算するために作成が必要となる。</p> <p>いずれもその作成根拠や目的は異なるものの、減価償却計算の基礎である取得原価は基本的には固定資産の金額と一致するはずであり、その差額については合理的な理由が求められる。松山市は施設減価償却年割一覧上の取得原価について固定資産台帳との整合性を確認する必要がある。</p> <p>また、横谷埋立センターの工作物のように、固定資産の計上のごみ処理経費計算の対象資産には含まれていないが、新地方公会計の固定資産台帳には含まれている施設もある。</p> <p>減価償却計算の主要素である対象資産・耐用年数が適切でないと、結果として減価償却費の計算に大きな影響を与える可能性があるため、この点についても十分な注意が必要である。</p>	<p>施設減価償却年割一覧は、クリーンセンター等の建設時の工事費総額をもとに取得原価を設定している。一方、固定資産台帳は門・柵・塀等の工作物を個別に計上しており、平成28年度に固定資産台帳を整備した際、工作物毎の取得価額を個別に把握できない場合、不明として計上しているものや、工事費から按分して算出しているものがあるため、取得原価と差額が生じているものである。</p> <p>令和2年度分から導入した環境省の一般廃棄物会計基準では、新地方公会計に基づいて整備された固定資産台帳をもとに計上することとなっているため、今後は、固定資産台帳を用いて、減価償却の計算や資産の計上を行う。</p>